

労働安全衛生法に基づく 歯科医師による健康診断を実施しましょう

労働安全衛生規則の一部改正

事業者は、労働安全衛生法第66条第3項に基づき、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、**労働者の人数にかかわらず**、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければなりません。（下線部：改正事項）

◆ 対象となる労働者

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務（対象業務）に常時従事する労働者（安衛法施行令第22条第3項、安衛則第48条）
例）メッキ工場、バッテリー製造工場等における上記の業務


◆ 実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務について後6ヶ月以内ごとに1回（安衛則第48条）

◆ 歯科医師による健康診断実施後に事業者が取り組むこと

- 1. 健康診断結果の記録**
健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。（安衛法第66条の3）
- 2. 健康診断の結果についての歯科医師からの意見聴取**
健康診断の結果、所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、歯科医師の意見を聞かなければなりません。（安衛法第66条の4）
- 3. 健康診断実施後の措置**
上記2による歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。（安衛法第66条の5）
- 4. 健康診断の結果の労働者への通知**
健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。（安衛法第66条の6）
- 5. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告**
対象業務に従事する労働者に対して、歯科健康診断（定期的のものに限る。）を行った事業者は、遅滞なく、安衛則様式第6号の2（有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書・裏面参照）により健康診断の結果を、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（安衛法100条）

◆ 施行期日 令和4年10月1日

 兵庫労働局・各労働基準監督署



